

平成30年度

大牟田市議会

議会報告会

大牟田市庁舎の整備について



大牟田市公式キャラクター
ジャー坊

1. 庁舎整備の検討を行う背景
2. 耐震性能や機能性に関する調査結果(概要)
3. 庁舎整備のシミュレーション結果(概要)
4. 庁舎整備の論点
5. 今後の取組み

1 庁舎整備の検討を行う背景

熊本地震での被災自治体の庁舎

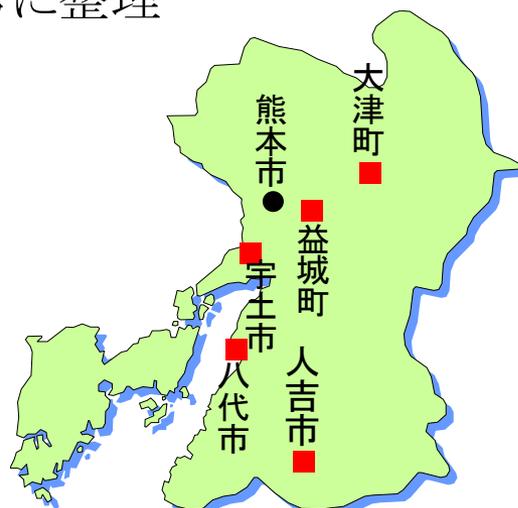
熊本地震により本庁舎が被災した自治体

自治体名	前震	本震	本庁舎竣工年	地震後の本庁舎の状況
八代市	震度5弱	震度6弱	昭和47年	倒壊の危険性が高いため封鎖
人吉市	震度4	震度5弱	昭和37年	倒壊の危険性が高いため封鎖
宇土市	震度5強	震度6強	昭和40年	倒壊のため立ち入り禁止
大津町	震度5強	震度6強	昭和44年	倒壊のため立ち入り禁止
益城町	震度7	震度7	昭和57年	倒壊のため立ち入り禁止

※自治体のホームページ等を参考に整理



立入禁止となった宇土市庁舎



益城町を起点とした
直線距離

自治体名	直線距離
八代市	37.4km
人吉市	64.5km
宇土市	18.8km
大津町	10.9km

熊本地震での被害箇所（本館塔屋）



2 耐震性能や機能性に関する調査結果(概要)

市庁舎（有明町地区）の耐震診断サンプリング



柱鉄筋調査



コア採取



中性化テスト

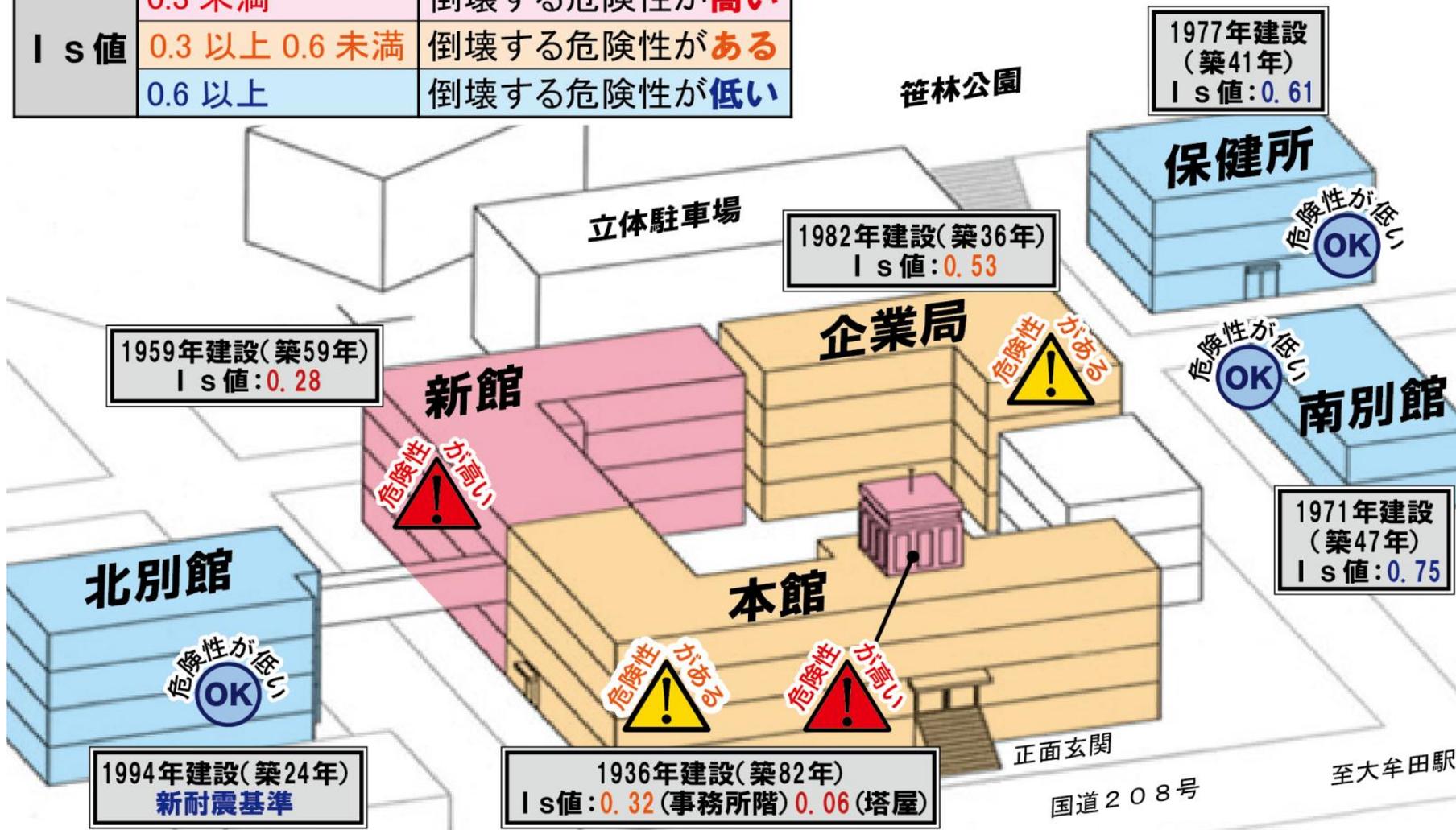


コンクリート圧縮試験

市庁舎（有明町地区）の概要（耐震性能調査結果）

Is値：震度6強の地震に対する建物の耐震性能を表す指標

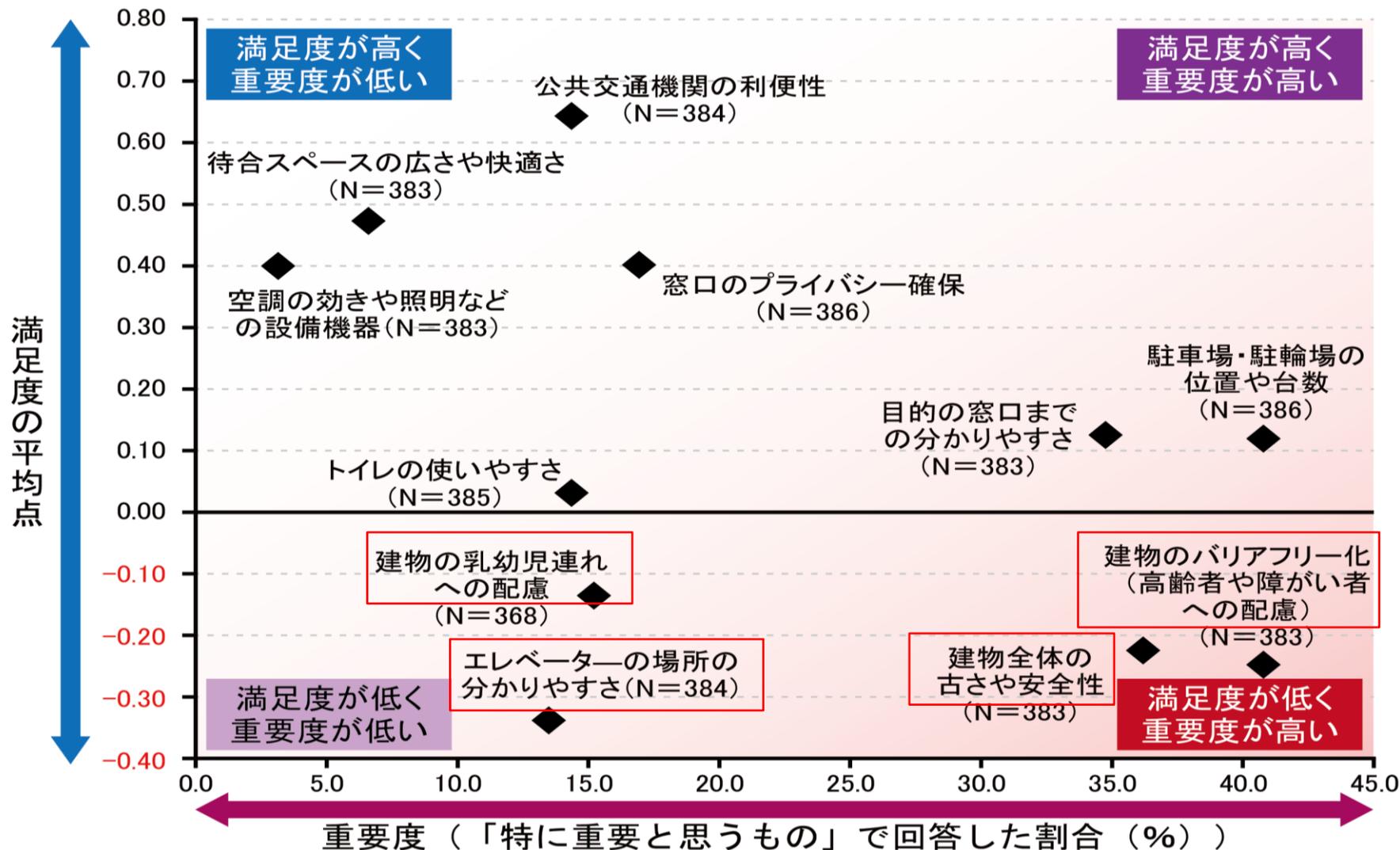
Is値	0.3 未満	倒壊する危険性が 高い
	0.3 以上 0.6 未満	倒壊する危険性が ある
	0.6 以上	倒壊する危険性が 低い



(平成28年度大牟田市庁舎耐震診断調査より)

機能性調査 H28年度 現況調査(来庁者アンケート調査)より

重要度と満足度の平均点の分布



耐久・機能性調査 H28年度 大牟田市庁舎現況調査より

市庁舎の抱える課題

耐久性に関する課題	庁舎の 耐震性能 の確保
	建物及び設備の 老朽化への対応 と性能の向上
市民サービスに関する課題 ※来庁者視点	分かりやすく、移動の負担が少ない 庁舎への改善
	来庁者の プライバシー の確保
	高齢者や障害者等 が利用しやすい庁舎への改善
	駐車場の安全対策 や利便性の向上
業務遂行に関する課題 ※職員視点	業務内容に応じた 執務環境 の改善
	災害発生時 にも業務継続可能な機能・性能の確保

3 庁舎整備のシミュレーション結果(概要)

モデルケース

各モデルケース設定の条件

- ①市有地で整備する
- ②窓口等を集約する
- ③市民サービスへの影響を少なくする

A 改修

B 一部改修・一部現地建替え

C 現地建替え（一部改修）

D 移転建替え（一部改修）

本館は改修

本館は解体

モデルケースA：改修

本館を含め、大部分を改修するケース



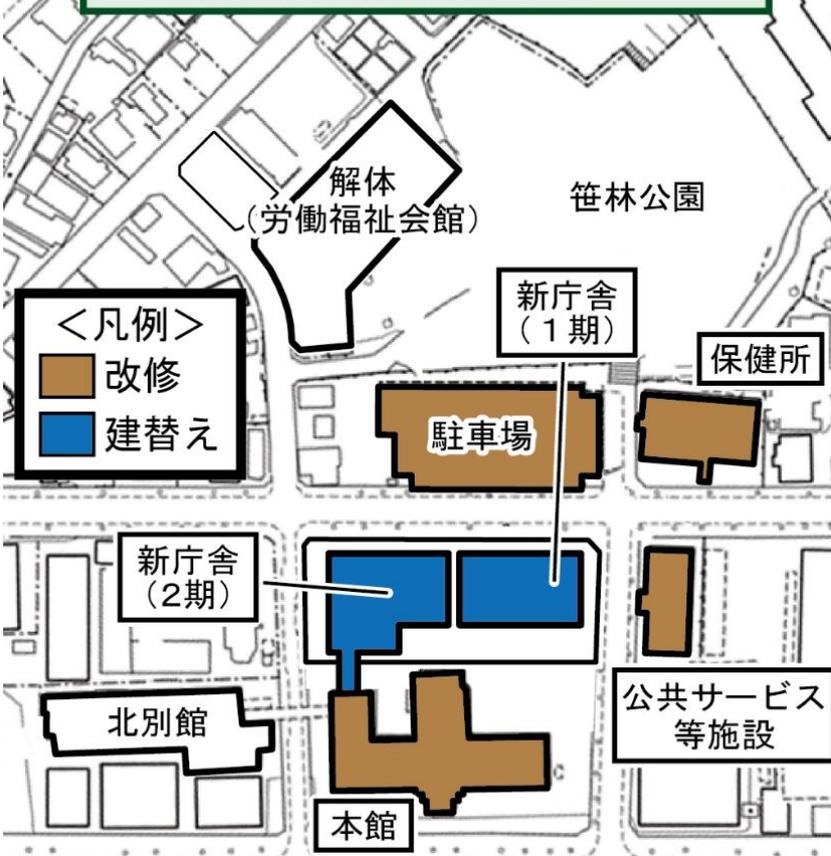
事業期間	約7年 (うち、本館・新館改修は約4年)	
整備費用(概算)	41.2億円 (本館改修分は約24.8億円) ※延命庁舎の改修費を含む。	
次の整備手法を決めるまでの期間	約20年(本館改修後)	
年あたり費用	約5.4億円/年	
課題解消性	普通	耐震性能は向上するが、バリアフリー等の課題解決が困難
仮移転必要性	有り	新館は全館、仮移転が必要

- ◆現在の本館の姿を残したまま、耐震性能は向上する
- ◆利用のしやすさは現在のまま

➤本館は免震改修、新館及び延命庁舎は耐震改修、その他の庁舎は改修

モデルケースB：一部改修・一部現地建替え

本館等を改修し
新庁舎を建設するケース



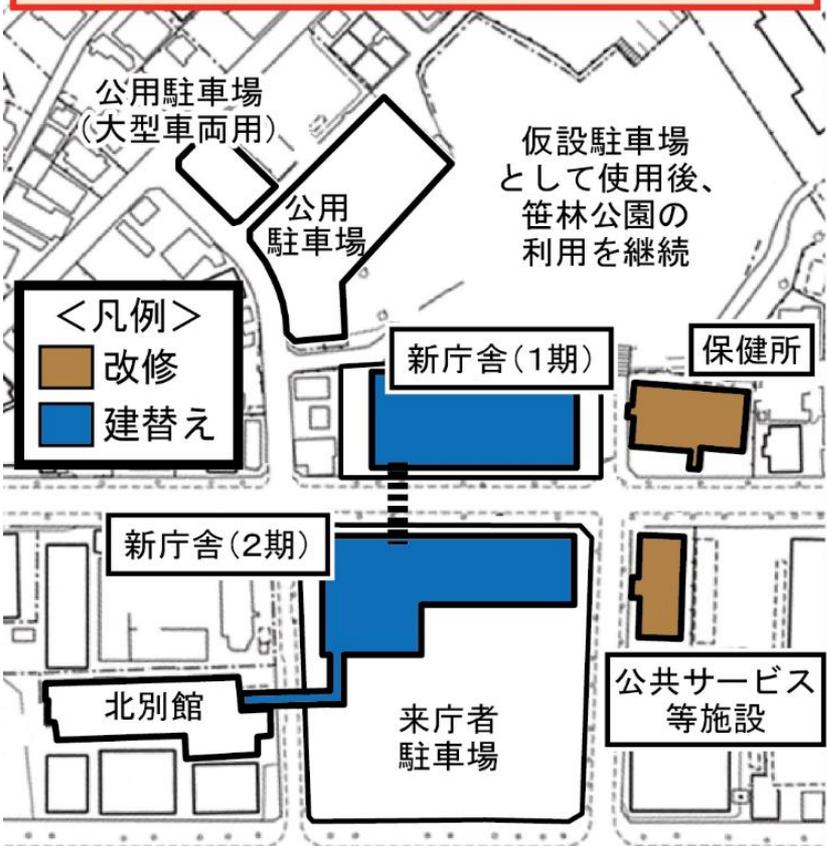
事業期間	約10年 (新庁舎建設・本館改修は、約6年)	
整備費用(概算)	76.3億円 (本館改修分は、約24.8億円)	
次の整備手法を決めるまでの期間	約20年(本館改修後) 約75年(新庁舎建設後)	
年あたり費用	約5.7億円/年	
課題解消性	やや高い	耐震性能は向上するが、バリアフリー等の課題解決が一部困難(本館)
仮移転必要性	有り	新庁舎建設の前後に仮移転が必要

- ◆現在の本館の姿を残したまま、耐震性能は向上し、新庁舎部分は機能性が向上する
- ◆長期的には、多くの費用が必要となる

- 企業局から順に解体し、新庁舎を建設することで仮移転を極力減らす
- 仮移転を減らすため、新庁舎を1期、2期に分けて建設する

モデルケースC：現地建替え（一部改修）

本館等を解体し、現在地と立体駐車場敷地に新庁舎を建設するケース



事業期間	約10年 (新庁舎建設は約4年)
整備費用(概算)	85.6億円
次の整備手法を決めるまでの期間	約75年
年あたり費用	約4.3億円/年
課題解消性	高い 耐震性能の向上やバリアフリー等の課題がほぼ解決
仮移転必要性	有り 移転を円滑に進めれば、仮庁舎は不要

- ◆耐震性能や使いやすさ等は向上する
- ◆庁舎が分かれるため、市民の利用が多い部局を新庁舎のいずれかに集約するなどの工夫が必要
- ◆庁舎間の移動のため、通路橋等の設置が必要

- 仮移転を減らすため、新庁舎を1期、2期に分けて建設
- 新庁舎(2期)と北別館、新庁舎(1期)を接続する

モデルケースD：移転建替え（一部改修）

本館等を解体し、笹林公園の敷地に
新庁舎を建設するケース



事業期間	約8年 (新庁舎建設は約2年)
整備費用(概算)	89.7億円 (代替公園の整備費用を含む)
次の整備手法を決めるまでの期間	約75年
年あたり費用	約4.4億円
課題解消性	高い 耐震性能の向上やバリアフリー等の課題がほぼ解決
仮移転必要性	無し 一度に引越しできるため、仮移転不要

- ◆耐震性能や使いやすさ等は向上
- ◆笹林公園の敷地や代替公園の整備が必要
- ◆来庁者駐車場と新庁舎の高低差への対応が必要

- 工期を分けずに新庁舎を建設する
- 庁舎敷地は、笹林公園の代替公園とする

モデルケース一覧

モデル 項目	モデルケースA		モデルケースB		モデルケースC		モデルケースD	
	本館の含め、大部分を改修		本館等を改修し、新庁舎建設		本館等を解体、現在地と立体駐車場敷地に新庁舎建設		本館等を解体し、笹林公園敷地に新庁舎を建設	
事業期間項目	約7年 (本館・新館改修は約4年)		約10年 (新庁舎建設・本館改修は、約6年)		約10年 (新庁舎建設は約4年)		約8年 (新庁舎建設は約2年)	
整備費用 (概算)	41.2億円 (本館改修分は約24.8億円) ※延命庁舎の改修費を含む。		76.3億円 (本館改修分は、約24.8億円)		85.6億円		89.7億円 (代替公園の整備費用を含む)	
次の整備手法を決めるまでの期間	約20年 (本館改修後)		約20年(本館改修後) 約75年(新庁舎建設後)		約75年		約75年	
年あたりの費用	約5.4億円/年		約5.7億円/年		約4.3億円/年		約4.4億円	
課題解消性	普通	耐震性能は向上するが、バリアフリー等の課題解決が困難	やや高い	耐震性能は向上するが、バリアフリー等の課題解決が一部困難(本館)	高い	耐震性能の向上やバリアフリー等の課題がほぼ解決	高い	耐震性能の向上やバリアフリー等の課題がほぼ解決
仮移転必要性	有り	新館は全館、仮移転が必要	有り	新庁舎建設の前後に仮移転が必要	有り	移転を円滑に進めれば、仮庁舎は不要	無い	一度に引越してできるため、仮移転不要

整備手法を検討する際の主な留意点

①財源の確保

- 庁舎等建設積立基金（約18.9億円）以外にも、財源が必要となる
- 今後の建設単価の上昇等を注視する必要がある

②建替えの順序（建て替える場合）

- 仮庁舎の設置は引越しに係る費用の増大や、事業期間の長期化につながる
- そのため、仮庁舎をできるだけ設置せず、効率的な手順で建替えを実施する必要がある

③将来の行政需要や職員数の変化

- 庁舎規模を決める際の前提となるため、将来の行政需要や職員数をどう見込むか、検討が必要

庁舎整備の論点

論点1 庁舎に求められる機能

災害対策の拠点、各部局部署の分かりやすい配置や総合案内の充実、バリアフリーや環境ニーズへの対応など、庁舎に求められる機能について検討する必要がある。

論点2 整備手法（改修や建替え等）

各モデルケースを参考に、庁舎に求められる機能への対応性、市民負担などを総合的に勘案し、改修または建替えの整備手法を検討する必要がある。

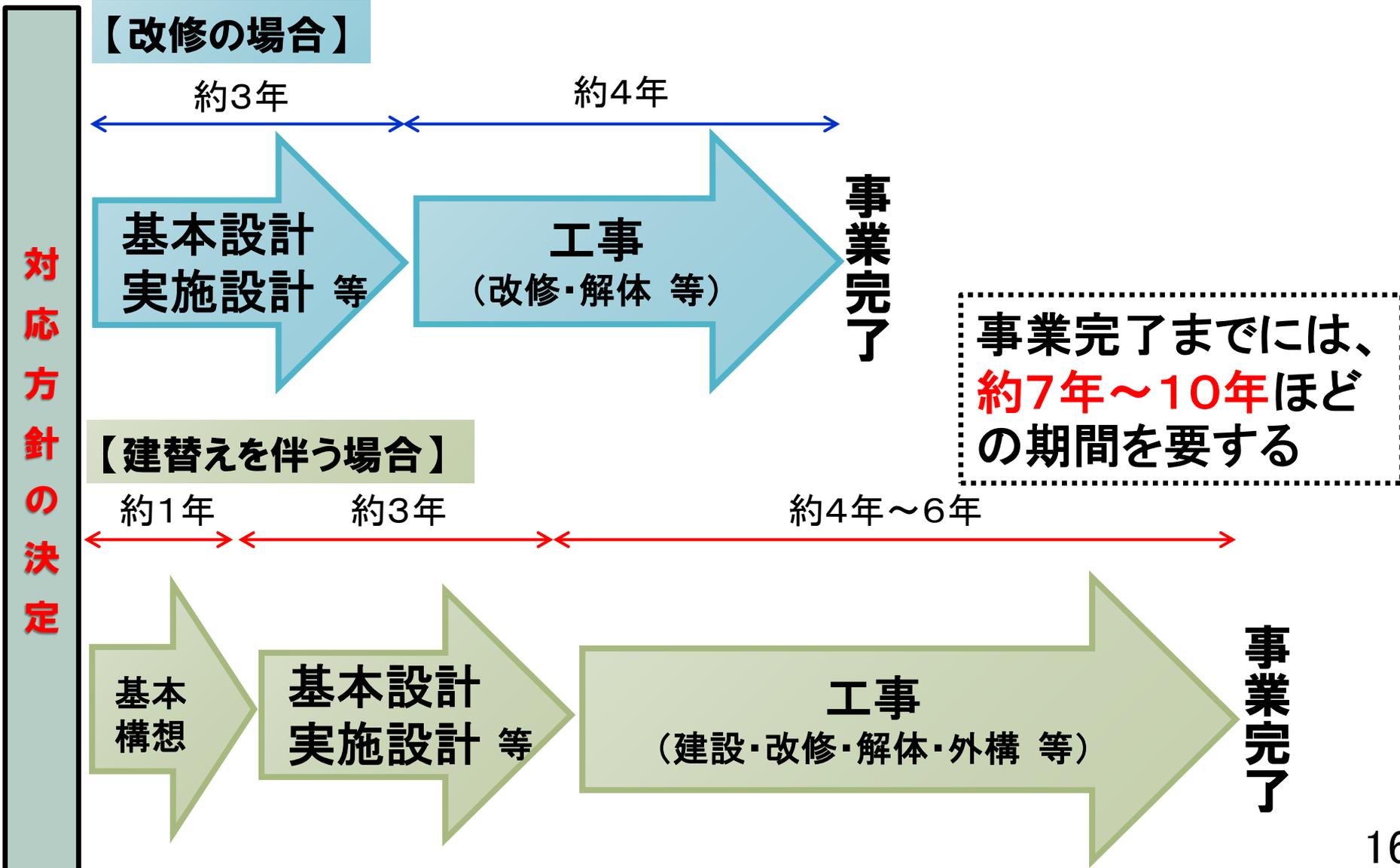
本館については、登録有形文化財としての歴史的価値やシンボル性ととも、市民負担、庁舎に求められる機能への対応性等を総合的に検討する必要がある。

論点3 建替えの際の建設場所

整備手法を「建替え」とした場合には、市民の利便性や敷地の状況などの立地特性、事業期間中の業務継続等を勘案し、現地または現地以外の建替え場所を検討する必要がある。

庁舎整備のスケジュール

H30年度



庁舎整備に関する議会からの要望・提案(抜粋)

- 新しい庁舎は、市民の共有の財産になるので、幅広い意見、市民の思い、多様な意見・考え方を地域などに出かけるなど聴取に努め、反映されたい。
- 市民のシンボリック建物に関する問題であるため、慎重な議論を。一方で、災害対応のため、スピード感を持った意思決定も必要。
- 方針決定の決め手としては、年当たりの維持費、または将来負担額が問題になると思うため、中長期的な財政計画を確立の上で検討を。
- これからを担う若い人たちの意見を取り入れ、夢や希望のある話も交えた議論も大切に。
- 障害のある方や高齢者にも配慮した整備を行われたい。
- 整備手法等を周知する際には、市民にとってわかりやすい形の方法を。

今後の保健所のあり方 (設置主体の変更等)について

1. 大牟田市保健所の設置主体の変更について
2. 廃棄物処理法等の政令市指定の解除について
3. 今後のスケジュール

本市に保健所が設置された背景

- 昭和23年4月に、福岡県の保健所が大牟田市に設置
- 同年、保健所法が大幅に見直され、人口15万人以上の市を指定して「保健所政令市制度」が発足し、本市も指定を受けたことから、翌24年4月に県営の保健所が本市へ移管



保健所とは

地域保健法第6条及び第7条に基づき、

- ・ 統計、食品衛生、環境衛生、医事・薬事、感染症対策、難病対策、精神保健などに関して必要な事業を行う
- ・ 地域住民の健康の保持及び増進を図るため、必要な事業を行うことができる

設置主体別保健所数(481)

平成29年4月1日現在(厚生労働省調べ)

都道府県 (47)	政令指定都市 (20)	特別区 (23)	中核市 (48)	保健所政令市 ※(6)
363	41	23	48	6

※ 保健所政令市・・・小樽市、町田市、藤沢市、茅ヶ崎市、四日市市、大牟田市

保健所の主な業務

- ・ 飲食店等の営業許可、立入検査、食中毒の調査
- ・ 旅館業、公衆浴場、理・美容所等の許可・届出、立入検査、温泉の利用許可
- ・ 病院、診療所、助産所等の立入検査、診療所、助産所等の開設許可
- ・ 薬局の開設許可、医薬品販売業の許可、立入検査
- ・ 犬・猫の引取り等の動物愛護、狂犬病予防
- ・ 感染症の発生予防、まん延防止のための措置
- ・ 飲食店等が扱う食品や食中毒・感染症の理化学・微生物検査
- ・ 精神保健に関する相談・訪問指導
- ・ 特定給食施設の設置に関する届出、立入検査



1. 大牟田市保健所の設置主体の変更について

(1)なぜ設置主体を変更するのか(その1)

設置から70年を経て、本市保健所を取り巻く環境は大きく変化し、現在、次のような問題に直面している。

- ①設置意義の変遷……………石炭関連産業の集積に伴う公害問題は、すでに改善
- ②設置要件との乖離……………保健所政令市の人口要件(20万人)を大幅に下回る現状
- ③都市機能の縮小……………人口減少に伴い、公共サービスの見直し等が必要
- ④財政基盤の脆弱性……………運営経費を普通交付税等で賄えず、自主財源を圧迫
- ⑤専門職確保の困難性等…医療技術職の確保や技術の継承等が困難
- ⑥健康危機対応のリスク…新型感染症の脅威に対応するための機能拡充が困難
- ⑦災害時等対応のリスク…頻発する自然災害に対し、支援チーム編成が困難

(1)なぜ設置主体を変更するのか(その2)

- 人口減少に伴う都市機能の縮小や財政状況の悪化等で、保健所機能を維持していくための専門人材や資機材の確保に苦慮

これらにより、市民の健康危機管理や災害時等対応へのリスクにつながりかねない、厳しい業務運営を余儀なくされているのが実情

保健所の事業実施に要する経費は、普通交付税措置額で賄えておらず、市税等の自主財源から捻出している



広域自治体である福岡県へ実施主体を変更することで、市民の健康危機管理体制の強化と財政負担の軽減を図っていくことが必要



(1)なぜ設置主体を変更するのか(その3)

保健所職員数の比較 (平成29年4月1日現在)

区 分	大牟田市(a) 117,360人 H27国調人口	久留米市(b) 304,552人 H27国調人口	差(a)-(b)
医師	1	2	△ 1
獣医師	2	9	△ 7
薬剤師	6	9	△ 3
保健師・助産師	8	42	△ 34
診療放射線技師	2	2	0
臨床検査技師	2	0	2
管理栄養士	2	4	△ 2
精神保健福祉士	0	1	△ 1
化学職	0	2	△ 2
事務職	11	25	△ 14
労務職	2	2	0
計	36	98	△ 62

※久留米市は、平成20年4月に中核市(人口306,439人)に移行し、保健所業務を開始



(2) 大牟田市保健所の設置主体の変更等に係る基本方針

基本方針:1

国へ地域保健法施行令に基づく保健所政令市の解除を求め、広域行政を実施する福岡県に保健所の設置主体を変更し、市民の健康危機管理体制の強化を図る。



県が市に代わって保健所を運営します

基本方針:2

(仮称)大牟田市保健センターを設置し、基礎自治体として市民の健康増進を図る。



市民の健康づくりや母子保健、予防接種などは、引き続き、市で実施します

実施時期:未定



(3) 設置主体の変更に伴う市民等のメリット

【期待できるメリット】

福岡県の広域ネットワークを背景とした高度で専門的かつ広域的な事業実施により、市民の健康危機管理体制が強化される

(例) 新型インフルエンザなどの新興感染症への対応

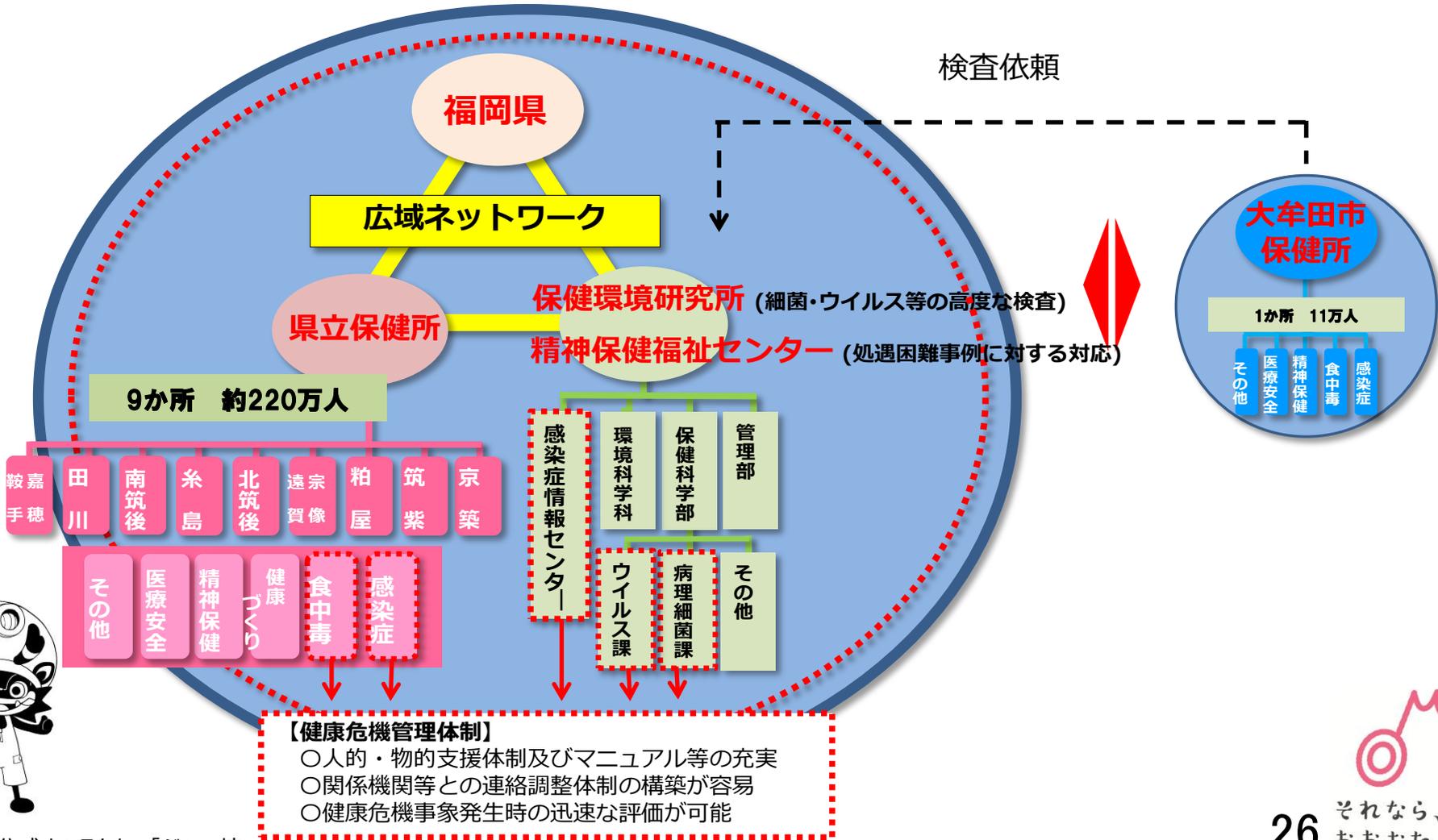
- ・保健環境研究所(保環研)の研究機能による迅速で豊富な情報
- ・保環研の検査機能による速やかな検査
- ・感染の拡大防止に対応できるマンパワー

(例) 自然災害等への対応



(4) 福岡県広域ネットワークと大牟田市保健所の管理体制

福岡県保健所と大牟田市保健所の管理体制



(5) (仮称)大牟田市保健センターについて

- ・ 現在の保健所の庁舎を利活用して、新たに(仮称)大牟田市保健センターを設置
- ・ 県保健所に移る業務以外は、市町村業務として、引き続き本市が窓口となって実施

福岡県保健所が担う主な業務(想定)

医務業務

- 病院開設等書類の進達、交付、立入検査
- 診療所・助産所開設等の許認可、届の受理、立入検査
- 薬局・店舗販売業開設等の許認可、立入検査
- 医療職の免許申請等進達、交付

衛生指導

- 食中毒発生時の対応、食品取扱施設の監視指導
- 申請許可、届出(理容師、美容師、クリーニング業)
- 調理師・栄養士等の免許申請

感染症

- 感染症発生時の対応(疫学調査、入院勧告、就業制限)
- HIV抗体検査

難病・特定疾患

- 指定難病医療費受給申請
- 肝炎治療費受給申請

動物愛護

- 狂犬病予防注射(市と連携)
- 犬・猫の引き取り、譲渡

精神保健

- 精神科病院実地指導
- 自傷他害のおそれがある人への緊急措置対応
- 医療保護入院者の入退院届

小児医療／母子保健

- 小児慢性特定疾病医療費助成申請

(仮称)大牟田市保健センターで実施する主な業務(想定)

健康対策

- 健康づくり(がん検診、健康診査、各種健康相談)
- 食育推進(栄養指導、離乳食教室、健康料理教室)
- 歯科保健

小児医療／母子保健

- 妊娠届、母子健康手帳交付 ○ 妊婦健診、乳幼児健診
- 歯科健診 ○ 発達相談
- 産前産後育児支援

医務業務

- かかりつけ医・かかりつけ薬局啓発
- 災害医療

動物愛護

- 狂犬病予防注射(県と連携)
- 犬の登録鑑札の交付
- 狂犬病予防注射済票の交付

感染症

- 予防接種(BCG接種)
- 結核予防

精神保健

- 精神保健相談
- 自殺対策

(6) 設置主体の変更に伴う市民等のデメリット

【想定されるデメリット】

各種申請等に伴う届出窓口が、福岡県の保健所に変更となります



具体的な実施方法や実施時期が固まり、
変更後の内容が明らかになった時点で、
市民や事業者の皆様にお知らせします。



2. 廃棄物処理法等の政令市指定の解除について

(1) 大牟田市保健所の設置主体の変更等に係る基本方針

廃棄物処理法等の政令市指定の解除に関して、「基本方針：3」として次のとおりとしています。

基本方針：3

本市が保健所設置市であることから実施してきた廃棄物処理法等に係る現行の政令指定による業務について、関係法令の指定解除を国へ求める。



(2) 政令市の業務について

○環境部が所管する対象法令の主な業務と分類

法	主な業務	業務分類		
		政令市	設置保健所	市町村
廃棄物処理法	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業の許可 産業廃棄物・一般廃棄物処理施設の許可 産業廃棄物不適正処理の監視・指導 	○		
	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理業の許可 一般廃棄物不適正処理の監視・指導 			○
PCB特措法	<ul style="list-style-type: none"> PCB届の受付、適正処理指導 	○		
建設リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 建設廃棄物再資源化の指導 	○		
自動車リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 自動車リサイクル業者の登録・許可 自動車不適正処理の監視・指導 		○	
浄化槽法	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽設置届の受付 浄化槽保守点検業者の登録 		○	
	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽清掃業の許可 			○

(3)なぜ政令市の指定解除をするのか(その1)

政令市を取り巻く環境が変化し、現在は、政令指定都市、中核市以外で本市だけが政令市となっている

産業廃棄物関係の業務を行っている自治体の種類別の数(H29.4.1現在)

都道府県	政令指定都市	中核市	政令指定都市・ 中核市以外の 政令市	計
47	20	48	1 (大牟田市)	116



(3)なぜ政令市の指定解除をするのか(その2)

産業廃棄物処理の広域化等への対応が必要となっている。

- 経済活動の広域化等に伴い、産業廃棄物処理も広域化が進み、大規模な不適正処理事案が発生してきた。
- 産業廃棄物関係の業務は、地域密着型の要素が薄まり、広域的な生活環境保全行政の要素が強まっている。
- 現時点で、突発的かつ難解な大規模不適正処理事案が発生した場合に対処できる人員、組織体制は整っていない状況。

中核市4市（長崎市・佐世保市・宮崎市・鹿児島市）との職員数等の比較

項目	中核市4市平均	大牟田市
担当職員数	10人	4人（再任用含む）
産業廃棄物処分業者数	66業者	45業者
担当1人当たりの処分業者数	6.6業者/人	11.3業者/人



(4) 指定解除に伴う事業者への影響

- 政令市の指定解除の場合、申請や届出等の窓口が変わることが想定される。
 - ①南筑後保健福祉環境事務所分庁舎（八女市）
 - ②福岡県庁
- 許可等の更新頻度は3～5年、場合によっては7年に1回である。
- 変更届出、報告書の提出等は郵送、電子申請が可能な手続きも多くあるため、事業者への影響は限定されると思われる。

今後のスケジュールは、保健所の設置主体の変更に合わせて取組みを進めます。



3. 今後のスケジュール

① 保健所の設置主体の変更について、本市としての意向を固め、国及び県に要望・協議

【国】政令改正の準備 → 公布まで10ヶ月～1年程度を要する見込み

② 改正地域保健法施行令の公布（法令上、県が保健所業務を実施することが決まる）

【県】保健所業務が移管されるまで、公布から最低9ヶ月程度を要する見込み

条例改正等、予算及び人員の確保、本市からの引き継ぎ、県民等への周知などの諸準備

【本市】県へ保健所業務を移管するまでの間、必要な諸準備を行う

条例改正等、機構改革、保健センター開設、県への引き継ぎ、市民等への周知などの諸準備

具体的な実施方法や実施時期が固まり、変更後の内容が明らかになった時点で、市民や議会にも十分な説明を行う予定

③ 改正地域保健法施行令の施行



保健所設置主体の変更

保健所移管に関する議会からの要望・提案(抜粋)

- 県への設置主体の変更について、その協議の過程から情報交換、意見交換、連携が必要。
- 保健所の移管によって、市民や関係者への利便性の低下が広範囲に渡るのではないか。まだ、現状では、1万件以上にも及ぶ申請・届出もあり、郵送や直接出向く必要が生じるなど利用者の負担感がある。
- 県に保健所の設置主体を変更することで、実際に市民の健康危機管理体制の強化を図ることはできるのか。
- 保健所の移管について、市は移管する理由を市民や関係者へ速やかに説明責任を果たした上で、保健所のあり方を検討し、意見を幅広く聞いて今後のまちづくりに生かすような方法も必要ではないか。

(後半) 平成29年度に議会として 取り組んだ主な事例

議会の総意として市長に出した 意見・要望 (9項目)

- ① 大牟田市動物園について
 - ・ トイレの改修や駐車場などの施設整備
 - ・ 経済効果が波及するような仕組みづくり
 - ・ 飼育・繁殖・展示の計画的推進
- ② ほっと安心奨学金制度の制度構築
- ③ 防犯灯・街路灯設置の事業費確保と
電気料金の負担軽減



- ④ **学童保育所・学童クラブについて**
 - ・ 民間の施設等の有効活用による待機児童解消
 - ・ 利用時間の延長を含めた制度の充実
- ⑤ **保育士の確保のための本市独自の支援策の検討**
- ⑥ **子どもの医療制度について**
 - ・ 病後児保育事業の支援強化
 - ・ 病児保育事業の実施に向けた取り組み
- ⑦ **スクールソーシャルワーカーの増員と体制強化**
- ⑧ **シティプロモーションについて**
 - ・ 点在する観光資源の総合的な活用
 - ・ 本市ゆかりの人的資源の積極的活用
- ⑨ **市庁舎整備について**
 - ・ 検討段階での情報公開
 - ・ 有利な財源活用に向けた取り組み



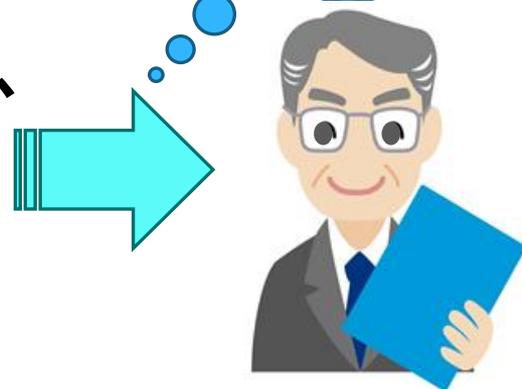
① 大牟田市動物園について

(議会の意見・要望)

大牟田市動物園については、利便性の向上を図る観点から、トイレの改修や駐車場など施設の整備に取り組まれない。

また、持続可能な運営が図られるよう、園内販売による収入増や経済効果が波及するような仕組みづくりとともに、将来を展望する上で動物の飼育・繁殖・展示についても計画的に推進されたい。

意見・要望



市長

① 大牟田市動物園について

(市長の回答)



市長

- トイレの改修や駐車場など施設の整備
 - ・女性専用トイレを新設
 - ・旧延命中学校跡地において駐車場整備
(現在約180台→整備後約420台)
- 経済効果が波及するような仕組みづくり
 - ・新たなオリジナルグッズや市内の菓子店等と連携した土産品を開発・販売
 - ・来園者の市内での飲食促進などの取り組みを推進
- 飼育・繁殖・展示の計画的推進
 - ・繁殖を目的としたブリーディングローン*等の活用
 - ・絵本ギャラリーの整備

※ブリーディングローン*とは、動物園間での動物の貸し借り制度のこと。
生まれた子どもの所有は、動物園間で協議する。

② ほっと安心奨学金制度について

(議会の意見・要望)

ほっと安心奨学金制度については、本市として推進する事業に掲げている中、現状において取り組みが進んでいないと思われることから、他都市の状況等を調査・検討し、本市で可能な制度の構築に向け、より一層努力されたい。



② ほっと安心奨学金制度について



市長

(市長の回答)

- ・ 奨学金返済支援制度「おおむた100若者未来応援事業」の創設
- ・ 「おおむた100若者未来応援基金」の設置

② ほっと安心奨学金制度について

(ほっと安心奨学金制度の概要)

- ◎ 市内に住む若者応援（35歳未満）
- ◎ 市内の中小企業等への就職
- ◎ 高校や大学などの在学時に借り入れた奨学金の返還を支援
- ◎ 年10万円を限度に3年間助成
- ◎ 平成30年4月開始



議会改革への取り組み

西日本新聞 H30.6.8

改革度上位100位以内に入った九州の地方議会

総合順位	議会
38(61)	長崎県小値賀町
46(60)	大分市
50(126)	佐賀県嬉野市
52(205)	長崎県長与町
70(70)	福岡県大牟田市
74(62)	鹿児島県霧島市
79(119)	宮崎県都城市
80(49)	福岡県古賀市
95(73)	宮崎県日向市
98(79)	佐賀市

※カッコ内は前年度の順位

議会改革度ランク 長崎・小値賀町38位

早稲田大マニフェスト研究所は7日、全国の地方議会へのアンケートを基に、住民参加や情報公開度などを点数化して順位付ける2017年度の議会改革度ランキングを発表した。九州の最高は長崎県小値賀町の38位で、同県長与町が前年度の205位から52位へ大幅に順位を上げ

た。全国1位は4年連続で北海道芽室町。

研究所によると、小値賀町は議会モニター制度の導入や議会報告会の意見を政策提言に生かしている点が評価された。長与町は議長選で所信表明があり、自由討議や反問権を導入している。前年度の126位から50位に上昇した佐賀県嬉野市は政務活動費の収支報告書と領収書をインターネットと紙で公開している。

アンケートは今年2月に全国の都道府県や市町村の議会に行い、74%に当たる1318議会が回答。情報共有、住民参加、議会機能強化の3項目に分けて採点した。結果は研究所のウェブサイトで公開している。(北島剛)

大牟田市議会は
県内で 1位
九州で 5位
全国で 70位

ご清聴ありがとうございました。
皆様のご意見をお聞かせ下さい。

